

「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく

東近江圏域の取組方針

(案)

令和●年●月●日改定

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。

このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。

また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。

滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 20 年 11 月には、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。

本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、東近江圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受けて浸水が長期に及ぶ地域があることなどを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的と位置づけ、取組方針をとりまとめた。

なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。

また、大津土木事務所管内と湖東土木事務所管内で、令和 7 年 3 月に滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）が更新され、滋賀県全域の河川整備 5 か年プラン（第 3 期）の更新が完了したことから、一斉に取組内容の改定を行うこととし、本圏域の取組方針を改定した。

2. 東近江圏域の概要

東近江圏域は、滋賀県南東部の琵琶湖東岸に位置し、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町及び彦根市、愛荘町の一部（愛知川流域）と湖南市、野

洲市の一部（日野川流域）を含む 5 市 3 町の淀川水系に属する一級河川およびその流域を対象とし、圏域の面積は約 615 k m²である。

圏域には、近江八幡市および東近江市において琵琶湖へ直接流入する一級河川が 7 河川ある。主要な河川としては、北から愛知川、長命寺川（蛇砂川）、日野川があり、三重県と接し鈴鹿山脈の一部を形成する鈴ヶ岳、藤原岳、竜ヶ岳、御在所山、雨乞岳、綿向山等に水源を発している。圏域の中流部では扇状地性低地が形成され、その中に広い段丘地形が発達している。圏域下流部は平野（三角州性低地）が大半を占め、島状山地の影では沖積が進まず、大中の湖をはじめとした多くの内湖や低湿地が形成されていた。しかし、これらの内湖は戦後相次いで干拓され、現存する内湖としては、西の湖が県内最大である。また、下流部の標高 100m～110m 付近には湧水帯（自噴井）が分布し、豊富で良質な地下水を供給している。

その他の大同川、八幡川、白鳥川および大惣川は圏域中央部より西に位置し、水田地帯や都市部または集落部を流下し、琵琶湖に流入している河川である。

3. 主な課題

東近江圏域の地形的特徴や地域で浸水被害、土砂災害を発生させた平成 25 年 9 月台風 18 号や平成 29 年度の台風 5 号や 21 号における対応状況、現状の水害、土砂災害に関する取組状況などを踏まえ、以下の課題を抽出した。

- 想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生した場合、堤防からの越流等による氾濫が想定される。
- 琵琶湖沿岸部の低平地や日野川中流左岸の支川と本川に囲まれた区域については、その地形的特徴から、特に浸水リスクが高くなっている。
- 大河川からの氾濫は発生しなかったものの、日野川や愛知川において氾濫危険水位を超過するなど、危険な状況であった。また、人的被害は発生しなかったが、管内各地で河川被害や浸水被害が発生した。
- 河川の氾濫・土砂災害のおそれがある地域であっても、危機意識が不十分であることが多く、避難行動の遅れが懸念される。
- 水防団員の水害の対応経験者が少なく、水防活動の連携が十分ではないため、迅速かつ的確な水防活動の実施が懸念される。
- 土砂災害危険箇所が多く、土砂災害防止施設の整備率が約 20%であり、未対策の箇所の方が多いが、すぐには整備が進まない。
- 過去に整備された土砂災害防止施設では、土石流や流木対策の新基準を満たしていないが、未整備箇所に比べて安全度は高いことから、すぐに改築には着手できない。
- 土砂災害警戒情報の発表が、避難情報の発令、避難行動に結びついていない。

また、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について
答申」において以下のような課題が抽出されている。

- 緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない場合があり、確実な避難情報の発令に支障が生じている。
- 水位周知河川に指定されていない河川においては、避難情報の発令を支援するための判断情報を提供できていない。
- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、要配慮者の早期避難に支障が生じている。
- 少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化等により、樋門等の操作員の確保が困難になるなど、今後、河川管理施設の的確な運用に支障をきたす恐れがある。
- 河川沿いの要配慮者利用施設や比較的築年数の浅い工場等が被災しており、洪水氾濫が発生した際の安全確保の観点から、必ずしも適切な土地利用がなされていない場合がある。
- 上下流バランスや財政制約等の観点から整備水準が必ずしも高くないことに加え、局地的な豪雨が増加していることもあり、各地で現況施設能力を上回る洪水が発生している。
- 水防団員の減少や高齢化により、水防管理団体である市町村等の水防体制が脆弱化しており、地域防災力が低下している。

以上の課題を踏まえ、東近江圏域の大規模水害および土砂災害に備えて「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための具体的取組を実施することにより、「水害・土砂災害に強い地域づくり」を目指すものである。

4. 減災のための目標

5か年で実施すべき東近江圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 被害軽減の取組
- 3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 防災施設の整備等に関する事項
- 5) 減災・防災に関する取組および支援

また、上記の内、具体の避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。

【減災のための重点目標】

- ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する
- ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する
- ・令和8年3月までに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する
- ・水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する

5. 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

目標時期の考え方

目標時期（記載例）	考え方
引き続き実施	・ 今後も継続して行う取組
順次実施	・ 概ね5年の間に着手する取組

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） 水 害 ・ 平成29年6月末に構築された水害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う 土砂災害 ・ 平成30年6月末に構築された土砂災害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■ 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害・土砂災害対応タイムライン） 土砂災害 ・ 土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難情報発令基準について検証する 共 通 ・ 毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

■多機関連携型タイムラインの拡充 共通 ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■水害・土砂災害危険性の周知 水害 ・地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する ・中小河川における避難判断等の目安を検討する ・愛知川における避難情報の発令に関する情報共有を実施する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等や基礎調査の結果を公表し、周知する 共通 ・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 東近江市 滋賀県 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

■ I C Tを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供 共通 ・ 防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（S I S P A D）を運営・更新する ・ 避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやS N Sの活用等を検討する ・ 河川水位情報や土砂災害警戒情報等について、防災メール（プッシュ型）の利用を促進する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■防災施設の機能に関する情報提供の充実 水 害 ・ ダムの操作に関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカード配布を通じてダムの働きについて理解を深めていく ・ 緊急放流（異常洪水時防災操作）時に発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県
■ダム放流情報を活用した避難体系の確立 水 害 ・ 避難情報の発令を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の見直し・確認を行う ・ 緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時にテレビテロップ実施のため報道関係への情報提供を行う	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県
■土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 土砂災害 ・ 土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る ・ 土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る	引き続き実施 引き続き実施	彦根地方气象台 滋賀県 彦根地方气象台 滋賀県

■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等 共 通 ・避難場所および避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する ・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施 共 通 ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、毎年協議会の場で状況を確認する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 水 害 ・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ・地先の安全度マップについて、更新し公表する	R8.3 まで R8.3 まで	滋賀県 滋賀県

土砂災害 ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する	引き続き実施	滋賀県
共 通 ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用 共 通 ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町
■浸水・土砂災害実績等の周知 共 通 ・水害・土砂災害履歴調査結果を公表する	引き続き実施	滋賀県

■防災教育の促進		
土砂災害 ・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する	引き続き実施	滋賀県
共 通 ・防災に関する出前講座の取組を実施する ・学校の要請に応じた小学生等を中心とした避難経路の安全点検を実施する	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 滋賀県

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水予測や水位情報の提供の強化 水 害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（ＣＣＴＶカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 東近江市 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	R8.3 まで (概成)	滋賀県

2) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認 水 害 ・ 1 級河川における重要水防箇所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する ・ 水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する ・ 協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■水防・土砂災害に関する広報の充実 共 通 ・ 協議会の場において、水防団員（消防団員）、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報について検討の上実施する ・ 自主防災組織の体制づくりを支援する（組織の育成や立上げサポート等）	 引き続き実施 引き続き実施	 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町

■水防・土砂災害防止訓練の充実 水 害 ・水防技術に関する勉強会を実施する 引き続き実施 ・毎年、水防研修・水防訓練を実施する 引き続き実施 土砂災害 ・毎年、市町主催の土砂災害を対象とした訓練や、県と市町による土砂災害情報伝達訓練を実施する 引き続き実施 ・県と関係市町が合同で土砂災害危険箇所パトロールを実施する 引き続き実施	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■水防関係者間での連携、協力に関する検討 水 害 ・協議会の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容について検討する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 共 通 ・水害・土砂災害リスク図の更新に合わせて市町村庁舎や災害拠点病院のリスクを確認し協議会の場を活用し、情報共有する 引き続き実施	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

■市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備） 水 害 ・協議会の場を活用し、市町村庁舎や災害拠点病院のリスクを踏まえ機能確保の対策について検討する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
---	--------	------------------------------------

3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■排水施設、排水資機材の運用方法の改善 水 害 ・長期にわたり浸水が継続する地域（干拓地等）において、排水計画を作成し、災害時における排水ポンプ派遣について、国などの関係機関の連携を強化する ・水資源機構との連携や、機構の対象区域外の体制について確認する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 滋賀県
■浸水被害軽減地区の指定 水 害 ・協議会の場を活用して、指定の予定や指定にあたっての課題を共有し、連携して指定に取り組む	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関
■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） 水 害 ・「滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）（令和6年度～令和10年度）（東近江土木事務所管内）（別紙1）」により河川改修を実施する ・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する ・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をトランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する 土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県 滋賀県 滋賀県
■多数の家屋や重要施設等の保全対策 水 害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策としての河川整備等を実施する	R8.3 まで （概成）	滋賀県
■ダム等の洪水調節機能の向上・確保 水 害 ・長寿命化計画の見直しを行う ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県
■重要インフラの機能確保 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰	R8.3 まで （概成）	滋賀県

堤等の整備を実施する		
■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 水 害 ・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う	引き続き実施	滋賀県

5) 減災・防災に関する取組および支援

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援 水 害 ・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する ・三明川流域における浸水対策についての情報共有を実施する 共 通 ・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する	引き続き実施 順次実施 引き続き実施	滋賀県 近江八幡市 滋賀県 滋賀県
■適切な土地利用の促進 水 害 ・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施する ・浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施する 取組対象地区：近江八幡市水荃町、近江八幡市安土町下豊浦、東近江市葛巻町、東近江市きぬがさ町、竜王町弓削	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県

・土地利用規制の取組を実施する(1/10、50cm市街化編入しないなど)	引き続き実施	滋賀県
■そなえる対策の実施 共 通 ・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の取組を実施する ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県
■貯留浸透対策の推進 水 害 ・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町
■避難のための情報発信 共 通 ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

また、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

<改定履歴>

平成 29 年	6 月	1 日	作成
平成 30 年	5 月	15 日	改定
平成 31 年	3 月	18 日	改定
令和 4 年	6 月	6 日	改定
令和 5 年	6 月	12 日	改定
令和 7 年	● 月	● 日	改定

滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）（令和6年度～令和10年度）

区間位置図【東近江土木事務所管内】



